

報告

秋田市地域公共交通協議会設置要綱の改正について

1 改正理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、改正したものである。

2 改正要旨

- (1) 第1条、第2条、第3条および第6条関係（設置、分掌事務、組織および分科会）

法改正等に伴い、規定を整備したもの

- (2) 附則関係

施行は、平成27年1月26日からとしたもの

※改正内容は資料1（1ページ～5ページ）